

94	建設局	土砂災害対策の推進		
事業概要	土砂災害対策として、順次、砂防ダムやがけ崩れ防止施設等のハード対策を進め、ソフト対策の要となる土砂災害警戒区域等を指定し、都民に危険区域を周知するとともに、土砂災害警戒情報の発表など区市町村が行う避難体制の整備を支援している。			
これまでの経過	1. ハード対策			
	事業名	根拠法（施行年）	対策の内容	
	土石流対策	砂防法 （明治30年施行）	砂防指定地の指定 砂防えん堤、流路工等の整備	
	地すべり対策	地すべり等防止法 （昭和33年施行）	地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備	
	がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊防止法 （昭和44年施行）	急傾斜地崩壊危険区域の指定 よう壁、排水施設、法枠工等の整備	
	2. ソフト対策			
	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月 土砂災害防止法施行 平成15年度 土砂災害警戒区域指定に必要な基礎調査を開始 平成17年度 青梅市成木地区78箇所を、都内初の土砂災害警戒区域に指定 平成20年度 青梅市成木地区228箇所を、都内初の土砂災害特別警戒区域に指定 			
現在の進行状況	・土砂災害対策の状況			
		事業名	平成20年度まで実施	
	ハード	砂防事業	砂防指定 169 渓流 ・砂防えん堤 190 基 ・流路工 26.7 k m	平成21年度見込み ・砂防えん堤 6 基 （うち概成 4 基） ・流路工 0.4 k m
		地すべり防止対策事業	区域指定 12 箇所 （うち対策済 9 箇所）	・事業個所 3 箇所 （うち概成 0 箇所）
		急傾斜地崩壊防止対策事業	区域指定 43 箇所 （うち対策済 39 箇所）	・事業個所 12 箇所 （うち概成 1 箇所）
	ソフト	基礎調査	3,489 箇所	1,200 箇所
		土砂災害警戒区域指定	683 箇所	1,200 箇所
土砂災害特別警戒区域指定		228 箇所	1,200 箇所	
	島しょも含む。			
今後の見通し	1. ハード対策 ・危険度の高い箇所から順次対策を進めるとともに、避難所周辺の土砂災害対策を関係局及び区市町村と連携して進める。 2. ソフト対策 ・土砂災害警戒区域等の指定は、都内全域の指定に向けて、地元区市町村と連携し進める。			
問い合わせ先	建設局 河川部 計画課	電話	03-5320-5412	